

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月26日

【会社名】 ドイツ銀行  
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク  
(Jonathan Blake, Managing Director)  
ディレクター トーマス・リュッケルト  
(Thomas Rückert, Director)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン  
タヌスアンラーゲ12  
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1077

【発行登録の対象とした  
売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025年4月11日
効力発生日	2025年4月21日
有効期限	2027年4月20日
発行登録番号	7 - 外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円
発行可能額	486,907,931,730円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2026年6月26日（提出日）である。

【提出理由】 2025年4月11日付発行登録書において参照すべき旨が記載されている参照書類と同種の書類が新たに提出されたため、また、同発行登録書の一定の記載事項に訂正を加えるため、本訂正発行登録書を提出するものである。（訂正内容については、以下を参照のこと。）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 【訂正内容】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

## 第二部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

< 訂正前 >

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2024年度）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）  
2025年6月26日、関東財務局長に提出  
事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）  
2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2 【半期報告書】

事業年度（2025年度中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）  
2025年9月26日、関東財務局長に提出  
事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）  
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 3 【臨時報告書】

該当事項なし

#### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

#### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

#### 7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の2025年6月26日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年6月26日に関東財務局長に提出

<訂正後>

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）  
2026年6月26日、関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度（2026年度中）（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）  
2026年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2026年6月26日に関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日（2026年5月29日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本書提出日（2026年6月26日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。